

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 27 日（水）、第 17 回の委員会が開かれました。

- 1 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 40 号）
 - ・麻生財務大臣兼金融担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・清水忠史君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立国社、公明、維新 反対一共産）
 - ・津島淳君外 3 名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、櫻井周君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（質疑者）山田美樹君（自民）、海江田万里君（立国社）、日吉雄太君（立国社）、森田俊和君（立国社）、櫻井周君（立国社）、清水忠史君（共産）、青山雅幸君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

山田美樹君（自民）

- (1) 本改正案の意義と将来の課題
- (2) 資金移動業の種別の創設
 - ア 高額の送金を扱い資金の滞留規制が課せられている第一類型の活性化に向けた方策
 - イ 資金移動業者による滞留防止の方法について、画一的な基準による一律の規制ではなく事業者の自主性を尊重した柔軟かつ実効性のある制度とする必要性
 - ウ 新たに資金移動業として規制対象となる割り勘アプリの範囲及び規制対象を追加する場合のプロセス
 - エ 資金移動業者の資金保全について、事業者に過度な負担を求めないようバランスのとれた柔軟な対応を行う必要性及び供託金の払戻しに係る承認手続の電子化、効率化に向けた政府の取組
- (3) 前払式支払手段の発行者に求める利用者保護等に必要な措置の内容
- (4) 既存の仲介業者が新たに金融サービス仲介業に参入する際に、兼業規制が制約とならないよう留意する必要性

海江田万里君（立国社）

- (1) 金融サービス仲介業者が取り扱う金融商品
 - ア 金融商品の具体的な範囲
 - イ 銀行が取り扱う外貨預金、保険業における外貨建て保険年金、証券業における信用取引等の取扱いの可否
 - ウ 範囲を限定的なものとする必要性
- (2) 金融サービス仲介業における貸金業者に対する規制
 - ア 規制の必要性
 - イ オンラインにおける貸金業者の広告規制の必要性及び適合性原則の確保策
- (3) 金融サービス仲介業者が業務を行う際に、あらかじめ開示を義務付けている事項に手数料及び報酬等が含まれていない理由
- (4) 金融サービス仲介業の創設に当たり利用者保護を徹底する必要性
- (5) 金融サービス仲介業者に対する金融庁の監督体制

(6) 重要事項の説明を金融サービス仲介業者が行う必要性

日吉雄太君（立国社）

- (1) 金融サービス仲介業者が取得する顧客情報
 - ア 顧客情報の適正な取扱い
 - a 金融サービス仲介業者の情報管理体制に対する今後の監督の在り方
 - b 金融サービス仲介業者が遵守すべき顧客情報の適正な取扱いに関し、内閣府令で定めることとした範囲
 - イ 顧客情報の提供業務
 - a 金融サービス仲介業者が本来の業務でなく、顧客情報の収集やその提供業務を本業のように行う場合も想定されるが、立法趣旨を踏まえた政府としてのモニタリング方針
 - b 金融サービス仲介業者が顧客情報の提供業務に主眼を置くような業態となった場合への対応
 - c 顧客情報の第三者への提供に当たり必要となる顧客本人の同意について、実効性を確保するための政府の対応
- (2) 検査監督体制の整備
 - ア 金融機関の所属制をとらない金融サービス仲介業に対する検査監督体制の整備に関する方針
 - イ 人員の確保についての政府の考え
 - ウ 検査監督に要する行政コストの見積り
- (3) 内閣府令で定める予定とされている金融サービス仲介業者が講ずべき「その他の措置」の具体的な内容

森田俊和君（立国社）

- (1) 業界団体の自主規制や業界内を統括する協会の役割についての大臣の所見
- (2) ADR（裁判外の紛争解決手段）制度についての大臣の所見
- (3) 持続化給付金のオンライン申請による手続きの確認
- (4) キャッシュレス・ポイント還元事業に関する高齢の事業者に対する配慮

櫻井周君（立国社）

- (1) インターネットオークションやフリーマーケットアプリ等のエスクローサービス（商品及びその代金の仲介）について、利用者保護の観点から制度整備や規制の在り方を検討すべきとの考えに対する政府の見解
- (2) 本改正案において、前払式支払手段における利用者保護等に関する規定を新設するが、具体的内容を法律ではなく内閣府令で定めることとした理由及びその内容
- (3) 資金移動業における新たな類型に対する規制
 - ア 利用者資金の保全方法や保全手段に関する課題について今後の政府の取組
 - イ 新たに資金移動業を三類型に区分するが、一つの事業者が複数の類型を併営することの可否及び併営が可能である場合の規制の運用方法
- (4) 第一種資金移動業者に対するマネーロンダリング及びテロ資金供与対策についての取組
- (5) 少額の後払いサービスにおいても過剰与信防止制度を後退させるべきではないとの考えに対する政府の見解
- (6) 行政サービスにおいて、本人認証のため、民間のeKYC（electronic Know Your Customer）の技術を活用していくべきとの考えについての大臣の見解

清水忠史君（共産）

（１） 金融商品販売法等改正案

- ア 本改正案でスマートフォンにより自身の預金残高等を確認できるサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズ等を基に、利用可能な融資の紹介等の日常生活上の金融取引ニーズに応える新たなビジネスが展開できる可能性
 - イ 金融サービス仲介業による顧客の個人情報の利用
 - a 個人情報の利用について顧客の同意を得るための確認頻度
 - b 顧客の同意を得た場合の個人情報の名寄せによるプロファイリングの可否
 - c 利用者の退職金が振り込まれた直後等における同仲介業者による投資信託や外貨預金等の勧誘の是非
 - ウ スマートフォンを通じた高額商品の購入やそのための貸金業者による借入が若者の多重債務による自己破産の増加につながるとの認識の有無
 - エ 貸金業者による金融サービス仲介業者との兼業
 - a 同兼業が可能か否かの確認
 - b 貸金業の顧客情報を利用して兼業する同仲介業の顧客を対象とした金融商品の勧誘を行うことが禁止されているか否かの確認
 - c 貸金業者による同仲介業への参入が多重債務者の増加をもたらすおそれ
- （２） 持続化給付金の申請手続きに際し送られてきた不備メールが分かりにくいとの指摘に対する中小企業庁の対応及び青色の確定申告書第一表の売上欄に記入漏れした人が青色申告決算書を添付して申請した場合に不備メールが送られてきた際の対処方法

青山雅幸君（維新）

（１） 金融商品販売法等改正案

- ア 本改正案の立法趣旨として個人の資産運用のアドバイスという金融サービスの提供の促進を含むものか否かの確認
 - イ 金融サービス仲介業における取扱商品の対象となる基準及び投資信託と外貨預金の取扱い
 - ウ 住宅ローンを金融サービス仲介業の取扱可能な金融商品とすることにより中小金融機関が住宅ローン事業から撤退する懸念の有無
- （２） 令和２年度第２次補正予算における各施策のスピードや品質を確保すべきとの意見についての大臣の見解